

## 学校給食費特別会計の廃止について

市では令和8年度から学校給食費の保護者負担を無償化することに伴い、保護者から学校給食費を徴収する必要がなくなることから、学校給食費特別会計の設置根拠である特定収入が大幅に減少するため、学校給食費特別会計を廃止する。

## 1. 背景

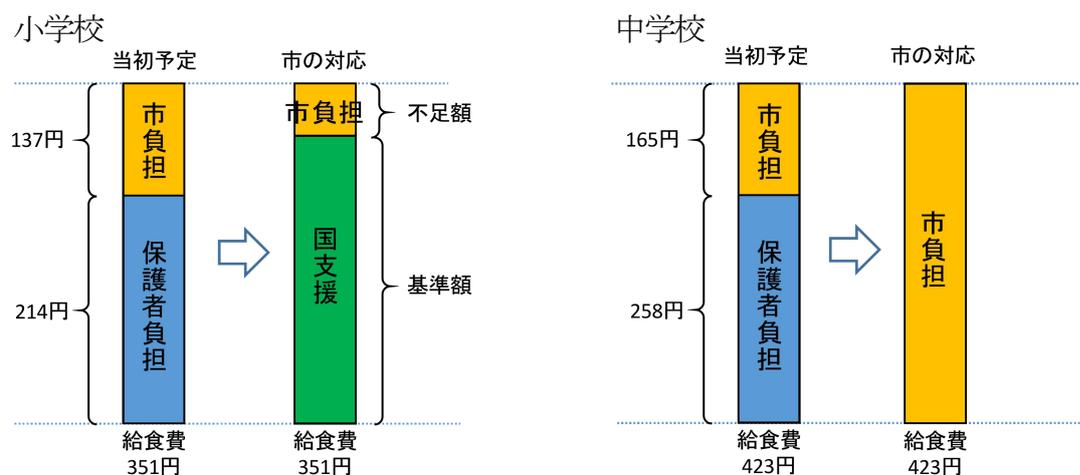
令和8年4月から公立小学校を対象とした学校給食費の保護者負担軽減を通じて子育て支援に取り組む自治体に対し、国が「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県を通じて市町村を支援することとなった。支援額は、児童一人当たり月額5,200円を基準額とし、国及び都道府県が基準額を全額負担するとされている。また、自治体の学校給食費が基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することも可能となっている。

中学校給食費については、小中学校の給食実施状況の違いも含めた課題の整理を行った上で検討するとされており、今回の負担軽減策には中学校給食費の対応は含まれない。

## 2. 学校給食費保護者負担の見直し

国及び県から支援される基準額を、市の小学校給食費に充当すると不足が生じる。基準額を超える不足額について、市が負担することで小学校給食費の保護者負担を無償とする。また、今回の国の負担軽減策の対象外である中学校給食費についても、市が全額負担することで保護者負担を無償とし、これまで以上に子育て世帯への経済的負担を軽減する。

<対応イメージ>



## 3. その他

学校給食費特別会計の廃止に伴い、令和7年度決算において、歳入歳出差引不足額又は残額が生じた場合は、高山市一般会計でこれを引き継ぐ。